

意見書

東経企営第12-0190号
平成25年3月15日

総務省 総合通信基盤局
電気通信事業部 料金サービス課 御中

郵便番号 163-8019

(ふりがな) とうきょうとしんじゅくにしんじゅく

住 所 東京都新宿区西新宿三丁目19番2号

(ふりがな) ひがしにつぼんでんしんでんわかぶしきがいしゃ

氏 名 東日本電信電話株式会社

やまむら まさゆき

代表取締役社長 山村 雅之

「モバイル接続料算定に係る研究会」報告書(案)に関し、別紙のとおり意見を提出します。

【本意見に関する連絡先】

電話番号

FAX番号

第1章 モバイル接続料算定の適正性向上に向けた基本的な考え方

報告書 (案)	当社意見
<p>③ 考え方</p> <p>次に、モバイル接続料算定の適正性向上に向けた基本的な観点について、先述のとおり、2009年の情報通信審議会においては、主に接続料算定の「適正性の向上」と「透明性の向上」の観点から検討が行われたところである。接続ルール答申においても示されているとおり、従来から、公平性確保の観点は認識されていたところであるが、前述の環境変化及び関係事業者の意見を踏まえれば、当該観点をより一層重視することが求められていると考えられ、モバイル接続料算定に係る基本的な観点として、従来の接続料算定の「適正性確保（適正性）」と「検証可能性の確保（透明性）」に加えて、「公平性確保（公平性）」の観点を位置づけることが適当である。</p> <p>電気通信事業法においては、接続料が「能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたもの」を超えた場合、接続変更命令の対象となる旨が定められている。二種指定ガイドラインは、適正な原価に適正な利潤を加えた額の算定方法に係る考え方を明確にすることで、接続約款変更命令に係る考え方を明確化したものである。適正な原価に適正な利潤を加えた額の算定方法には一定の幅があり、携帯電話事業者は二種指定ガイドラインを踏まえ、適切な算定方法を選択することが可能である。事業者のネットワーク構成や経営の形態は様々であり、画一的な算定方法を強制すると、算定結果たる接続料が必ずしも事業者の実態を踏まえた合理的なものとはならない可能性があるため、こうした一定の裁量を認めることが適正性・透明性の観点からは合理的であると考えられる。しかしながら、複数の携帯電話事業者が接続料を支払い合うモバイル市場において、携帯電話事業者によって用いる算定方法が大きく異なる場合、公正な競争環境が損なわれ、</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今回、モバイル接続料算定に係る基本的な観点として、新たに「公平性確保（公平性）」の観点を付け加えるとする本報告書案の考え方に賛同いたします。 ・ なお、接続料を相互に支払い合う関係において、一方の事業者の用いる接続料の算定方法が他方の事業者と大きく異なる場合、公正な競争環境が損なわれる、という考え方については、携帯電話事業者間だけではなく、携帯電話事業者と固定電話事業者の間においても当てはまるものと考えます。したがって、本報告書案で整理されている原価の範囲、利潤の考え方等については、二種指定設備を含む携帯電話に係る接続料算定に適用するだけでなく、一種指定設備も含む固定電話に係る接続料算定においても適用する必要があると考えます。

報告書 (案)	当社意見
<p>結果として公共の利益が阻害されるおそれがある。</p> <p>したがって、算定方法に係る考え方において、公平性確保を図っていくことが重要であり、算定上の裁量の幅について適切な検討を加え、可能な限りこれを排除又は狭めていくことが必要である。</p> <p>本ガイドラインは、以上の考え方や事業法第32条の趣旨を踏まえ、事業者間におけるネットワークの接続に関し、事業者間協議のプロセス及び事業者間協議における接続料の算定根拠等の情報開示に係る考え方等を明確化するものである。</p> <p>これにより、協議における予見可能性を高め、事業者間協議の円滑化を図り、もって電気通信市場における公正競争を促進するとともに利用者利便の増進を図ることを目的とする。</p> <p>なお、本ガイドラインは、上述のような事前規制の緩和・廃止がなされた経緯を踏まえ、新たな事前規制の導入を意図するものではない。また、本ガイドラインは、従前より事業者間協議が円滑に行われており、当事者間で特段その方法を変更する必要性を認識していない場合についてまで、従前の協議の方法の変更を求めるものではない。</p>	

第2章 各課題の検討

報告書 (案)	当社意見
<p>1. 設備区分別算定</p> <p>③ 考え方</p> <p>接続ルール答申において示されているとおり、接続料算定の適正性確保の観点からは「可能な限り各設備について実際の利用に応じた算定を行うことが適当」であり、現実のネットワークでは、設備毎に需要（利用回数）が異なっていることを踏まえれば、設備区分別算定は、設備の利用実態に即したより精緻な算定方法であり、二種指定ガイドライン上で適正な算定方法として明確化することが適当である。</p> <p>一部の携帯電話事業者から、ネットワーク構成や利用実態が事業者間で異なることや今後変化していくことを理由に、二種指定ガイドライン上で設備区分を設けることに慎重な意見が示されている。確かに、技術革新等に起因するネットワーク構成の変化に応じて設備区分の変更が必要となる可能性があり、例えば、設備区分別算定を採用する第一種指定電気通信設備制度（以下「一種指定設備制度」という。）においても同様の問題は存在する。また、一部の携帯電話事業者の意見に示されているとおり、携帯電話事業者の算定コストの抑制と接続料原価の算定の更なる適正化のバランスの観点も重要である。こうした意見を踏まえれば、まずは、ネットワークに係る事業者間の相違や今後の変化に配慮した、基本的な設備区分の設定に留めることが適当である。</p> <p>上述のとおり、現行の二種指定ガイドラインにおける算定根拠（別表第2）においては、接続料原価及び需要を設備区分ごとに記載することとはされていないため、設備区分別算定を適正な算定方法として明確化した場合、現在の算定根拠では総務省による十分な検証は困難である。したがって、算定根拠として、新たに、</p>	<ul style="list-style-type: none"> 当社としては、接続料は原価に照らして適正なものにするという観点から、設備区分別算定について、「二種ガイドライン上で適正な算定方法として明確化する」とする本報告書案の考え方に賛同します。 なお、本報告書案では、算定根拠の開示等について、「経営秘匿性の高い情報まで無制限に開示することが望ましいわけではなく、その開示の程度や方法は事業者間の協議に委ねられるものである。」と記載されていますが、昨年7月に制定された事業者間協議ガイドラインにおいては、「事業者間協議に当たっては、算定根拠に係る情報開示の程度について、両当事者の間で合理的な理由なく差が生じないように留意することが適当」といった指針が示されております。 <p>しかしながら、実際は、当社が詳細な算定根拠を開示している一方で、接続料が相対的に割高なソフトバンクモバイル殿等の接続事業者は、当社に対し、経営情報に該当する等を理由として、二種指定ガイドラインに定める算定根拠はおろか、接続料算定に用いる「需要（総通信時間）」や「接続料原価」さえ一切開示いただけず、当社において接続料の適正性を検証できない状態が続いております。</p> <ul style="list-style-type: none"> したがって、総務省殿におかれましては、算定根拠の開示について事業者間協議に委ねるだけでなく、上述の明確化とあわせて、接続事業者が設定する接続料や接続料協議の実態を調査・把握した上で、速やかに、事業者間協議ガイドラインを遵守するよう指導を徹底していただき、それでもなお改善されない場合には、抜本的な是正を図っていただきたいと考えます。

報告書 (案)	当社意見
<p>各機能別に、設備区分ごとに費用、利潤、需要を整理した様式を追加することが適当である。</p> <p>こうした様式の追加について、一部の携帯電話事業者から、設備区分別の費用、利潤、需要が、その情報から各事業者のネットワーク構成や設備投資戦略が明らかになるなど、極めて経営秘匿性の高い情報であることを理由に、二種指定ガイドライン上の算定根拠の様式への追加に慎重な意見が示されている。</p> <p>しかしながら、そもそも、二種指定ガイドライン上の算定根拠は、総務省が「接続料の算定がガイドラインに示す考え方に沿ったものであるか否かについて、必要な検証を行う」ためのものであり、接続事業者への開示は事業者間の協議に委ねられるものであるため、こうした一部の携帯電話事業者の意見は相当ではない（注8）。</p> <p>（注8）</p> <p>「事業者間協議の円滑化に関するガイドライン」に示されているとおり、協議における接続事業者の予見可能性を高め事業者間協議の円滑化を図る観点から、携帯電話事業者は接続事業者に対して算定根拠に係る情報を一定程度開示することが望ましいと考えられる。ただし、この場合であっても、経営秘匿性の高い情報まで無制限に開示することが望ましいわけではなく、その開示の程度や方法は事業者間の協議に委ねられるものである。</p>	

報告書 (案)	当社意見
<p>4. 利潤</p> <p>(1) 機能に係るレートベース</p> <p>③ 考え方</p> <p>レートベース方式は、機能提供のために正当に投下される資産に限って利潤を認め、資本調達コストの回収を可能とすべきとの考え方に基づいている。こうした考え方を踏まえれば、例えば、過大に見積もられた運転資本等や、機能提供のために不可欠とはいええない投資等については、レートベースへ算入することは適当ではない。特に、投資等は主として利潤動機から二種指定事業者が自己責任で行うものであり、原則として、レートベースに含め利潤を認められるような性格のものではないため、投資等にかかわる資金コストが認められなければ機能提供が困難となり、かつ収益性が見込まれないようなものについてのみ、例外的にレートベースへ算入することを許容することが適当である。</p> <p>二種指定ガイドラインにおける算定根拠である別表第2においては、機能に係るレートベースの各構成要素（機能に係る正味固定資産、繰延資産、投資その他の資産、貯蔵品、運転資本）の価額について記載することとされており（別表第2様式4）、各構成要素が「当該機能に係る第二種指定電気通信設備の管理運営に不可欠」なものであるか否かについて明らかにすることとはされていない。したがって、「当該機能に係る第二種指定電気通信設備の管理運営に不可欠」とはいえないものをレートベースの対象から適切に除外し、利潤算定の適正性を向上させ、かつ検証可能性を確保する観点から、携帯電話事業者は、レートベースに算入した各構成要素の価額の内訳について、総務省に対して、検証可能性に留意した上で、十分に説明することが適当である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 接続料算定の「適正性確保（適正性）」の観点から、一種指定設備の接続料の場合と同様に、レートベースへ算入することができる投資等については、「投資等にかかわる資金コストが認められなければ機能提供が困難となり、かつ収益性が見込まれないようなものについてのみ」とする本報告書案の考え方に賛同します。 ・ なお、レートベースの適正性については、「総務省に対して、検証可能性に留意した上で、十分に説明することが適当」とありますが、総務省殿だけでなく、接続料を相互に支払い合う関係にあり、かつ、既に相手方に接続料の算定根拠等を詳細に開示している事業者に対しても、事業者間協議ガイドラインに基づき、十分な説明を行う必要があると考えます。

報告書 (案)	当社意見
<p>(2) 資本構成比の算定</p> <p>③ 考え方</p> <p>前述のとおり、利潤の算定に当たっては、資本構成比を用いる必要があるが、この比率に係る考え方として、大きく、レートベースの構成資産に係る資金調達の実態等をできるだけ反映させた資本構成比を用いる考え方と、貸借対照表上の簿価から直接算出した資本構成比を用いる考え方が存在する。</p> <p>レートベース方式は、ある機能の提供のために正当に投下される資産(レートベース)について利潤を認めるものであり、利潤の算定に資本構成比の算定が必要であるから、資本構成比についても当該レートベースの構成資産に係る資金調達の実態を反映させる考え方には一定の合理性が認められる。</p> <p>しかしながら、一般的にはレートベースの構成資産が他人資本又は自己資本のいずれによって調達されたのか、全て正確に把握することは期待しがたい。仮に事業者がそれを正確に把握していたとしても、その把握が実態に基づいた正確なものか、また把握が正確であっても、その把握が利潤算定に正確に反映されているのか、客観的に観察・検証することは困難であるため、検証可能性の確保及び裁量排除の観点から適当ではない。</p> <p>また、資金調達方法について前述のような一定の仮定を置き、これに基づいて資本構成比を算出する考え方もあり得る。しかしながら、複数の携帯電話事業者が存在し、各社の戦略・方針に基づいて資金調達・設備投資を行っているモバイル市場の特性に鑑みると、固定資産を長期負債によって調達する事業者も存在すると考えられ、レートベースの構成資産に係る資金調達の考え方やその実態が事業者によって区々であることを踏まえれば、上記一定の経営理論に基づく考え方は必ずしも全ての事業者の実態に当てはまるものではなく、公平性確保の観点から</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 接続料は機能提供にあたり実際に要した費用を適正に回収できるように設定すべきものであり、これに含まれる資本コストについても機能提供に係るものに限定されるべきであることから、接続料算定に用いる資本構成比についても、原則として「レートベースの構成資産に係る資金調達の実態等をできるだけ反映させた資本構成比」を用いることが適当であると考えます。

報告書 (案)	当社意見
<p>適当ではない。</p> <p>したがって、レートベースの構成資産に係る資金調達の実態を反映させた資本構成比を採用する考え方は、事業者の実態を踏まえた算定を行うという観点からは一定の合理性が認められるが、利潤算定における検証可能性の確保、裁量排除及び公平性確保の観点から適当ではない。</p> <p>この点、貸借対照表上の簿価から直接算出した資本構成比を採用する考え方は、確かに、レートベースの構成資産に係る資金調達の実態を必ずしも厳密に反映するわけではない。しかしながら、資本構成比の算定が適正か否かを、公にされる会計報告上の貸借対照表から検証することが可能となるため、総務省による検証可能性の確保の観点から適当である。加えて、貸借対照表上の資本構成比を用いる以上、資本構成比の算定自体に事業者の裁量が入る余地はなく、裁量排除の観点からも適当である。さらに、資本構成比に係る考え方が、貸借対照表上の簿価から直接算出した資本構成比を用いる考え方に統一されることから、公平性確保の観点からも適当である。</p> <p>なお、他人資本・自己資本を時価で評価し資本構成比を算出すべきとの指摘があるが、他の主たる公益事業の料金算定における資本構成比について、他人資本・自己資本を時価評価する考え方が用いられていないこと及び非上場企業の株式の評価等に係る算定の詳細に更なる検討を要すること等の現状に鑑みれば、現時点では直ちに時価評価を用いることは困難である。</p>	

報告書 (案)	当社意見
<p>(3) 自己資本利益率の算定</p> <p>③ 考え方</p> <p>一般に、期待自己資本利益率は、設備投資に係る自己資本の調達コストを適正な範囲で賄えるような水準とすることを基本に、事業リスクと安定性を考慮した客観的な指標を用いて設定されるものであるが、その指標を構成する各変数の値及び各値の算定に係る考え方によって、携帯電話事業者間で乖離が生じうるものである。したがって、各変数の値及び各値の算定に係る考え方について明確化を図ることが適当である。</p> <p>まず、リスクの低い金融商品の平均金利、主要企業の平均自己資本利益率からリスクの低い金融商品の平均金利を引いたものについては、事業者固有の事情が反映される変数ではなく、事業者間で統一した数値を用いることが公平性確保の観点から適当である。具体的にどの数値を用いるかについて、事業者から以下のような考え方が示されており、代表的な考え方として認められることから、この考え方に沿った数値を算定に用いることが適当である。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>○リスクの低い金融商品の平均金利 年度末時点での日本証券業協会が発表する新発 10 年国債の店頭売買参考統計値</p> <p>○主要企業の平均自己資本利益率からリスクの低い金融商品の平均金利を引いたもの 1952 年から年度末までの統計データ (イボットソン・アソシエイツ・ジャパン株式会社発行)</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今回、期待自己資本利益率の算定において、「1952 年から年度末までの統計データ」を用いることが適当とされている点について、当社としても、長期間の平均値を用いることで安定性が増し、年度ごとの接続料水準の変動を抑制する効果や、持続的に安定した事業運営が求められるインフラ事業において一過性の要因によって利益水準が左右されないようにする効果が見込める点で有用であると考えます。 ・ これに対し、一種指定設備に係る期待自己資本利益率の算定では、過去三年間の平均値を用いることとされていることに加え、CAPM方式か、他産業における主要企業の過去五年間の平均自己資本利益率のいずれか低い方を用いることとされています。 <p>今回、二種指定設備に係る期待自己資本利益率について本報告書案のような整理がされるのであれば、一種指定設備に係る期待自己資本利益率についても同様の扱いとする必要があると考えます。</p>

報告書 (案)	当社意見
<p>次に、βについて、仮に事業者間で採用されるβの数値に著しい差異が生じている場合、利潤の額にも著しい差異が生じうるため公平性確保の観点から検討が必要である。</p> <p>βは、市場の変動に対する個別株式の価額の感応度を表しており、その具体的な数値は個別事業者によって本来的に異なるものであることを踏まえ、現時点で、βの「数値」の統一を図る考え方を示すことは困難である。</p> <p>この点、一部の事業者からβの算定に係る「考え方」について統一を図るべきとの意見があるが、非上場企業のβや複数事業を営む事業者のβの算定方法に様々な考え方が存在することを踏まえれば、現時点で直ちに統一した考え方を示すことは困難である。</p> <p>しかしながら、携帯電話事業者間においてβの算定に係る「考え方」に著しい差異が生じている場合においても、公平性確保の観点から問題となりうるため、個別事業者がどのような考え方に基づいてβの算定を行ったか、総務省において一定の検証を行うことが適当である。具体的には、例えば、βの算定に係る考え方について、総務省は事業者に対して詳細な説明を求め、適正な範囲を著しく超える乖離が事業者間で生じていないかを、代表的な携帯電話事業者のβを基礎として合理的に推計したベンチマークに基づき検証することが適当である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ なお、β値については、本報告書案にある通り、事業者によって採用する数値に開きがあることは公平性の観点から望ましくないことから、まずは携帯電話事業者がどのような数値を採用しているのかについて明らかにしていただくことが必要だと考えます。 ・ また、本報告書案では、他人資本費用の算定については触れられていませんが、有利子負債の利子率について、仮に、国内電気通信事業以外のM&Aを含む他業種や諸外国等への参入に係るリスクが結果として利子率に反映され、お互いに接続料を支払い合う事業者間で大きな水準差が生じることは問題であることから、まずは、接続料が高水準となっている携帯電話事業者からその理由や考え方を明確化いただいた上で、総務省殿においてその妥当性を検証していただきたいと考えます。

報告書 (案)	当社意見
<p>5. データ接続料の算定</p> <p>(1) データ接続料の需要</p> <p>③ 検討</p> <p>前述のとおり、データ接続料の需要は「総帯域幅」とされているが、その解釈は必ずしも明確ではなく、携帯電話事業者によって考え方が異なっており、整理が必要である。</p> <p>まず、「帯域幅」の定義について、帯域幅課金方式の導入の契機となった平成19年裁定においては「帯域幅」の定義は示されていないが、一般に「帯域幅」は、通信路上を伝送される単位時間あたり情報量の平均値（以下「伝送容量」という。）を指しており、「帯域幅課金方式」は電気通信設備上でMVNOに保証された伝送容量に対して課金する方式と解することが適当である。現状、MVNOとMNOは、「ISP側装置」においてMVNOに契約伝送容量の伝送を保証する形態で接続を行っており、二種指定ガイドライン上、データ接続料が、接続料原価に利潤を加えたものを需要で除した値で算定するものとされていることを併せ考えれば、データ接続料の算定式は以下のとおりとなる。需要の分子に当たる「ISP側装置においてMVNOに保証された単位伝送容量」としては、通常10Mbpsが使われており、MVNOは接続帯域に応じた接続料を支払うこととなる。算定式の各変数のうち、各携帯電話事業者によって考え方が異なっているのは、需要の分母に当たる「総帯域幅」である。</p> <p>各携帯電話事業者の考え方の差異は、主に、どの電気通信設備の伝送容量を用いるか、という点に起因している。この点、従来、「全基地局の伝送容量の総和」を用いる考え方と「全ISP側装置の伝送容量の総和」を用いる考え方を始め、</p>	<ul style="list-style-type: none"> データ接続料の算定にあたり、需要の分母として用いる「総帯域幅」については、需要の分子を「ISP側装置においてMVNOに保証された単位伝送容量」とする以上、MVNOの契約伝送容量の上限を規定する箇所(=ISP側装置)の伝送容量の総和とするのは当然であると考えます。 したがって、「総帯域幅」については、本報告書案において、検討ポイントを指し示すだけに留まるのではなく、「全ISP側装置の伝送容量の総和」を用いることが適切とする考え方を明確化することが適当と考えます。

報告書 (案)	当社意見
<p>両者の中間的な値を用いる考え方等、複数の考え方が存在してきたところである。それぞれの考え方の適否を判断するに当たっては、更に詳細な検討が必要と考えられるため、本研究会では検討ポイントを指し示すに留めることとした。検討ポイントとしては、ネットワークに起因する需要の時間的・空間的ばらつきの影響（ネットワークの統計多重効果）、端末が移動することに起因する需要の空間的偏りの影響（モビリティ）、各事業者の契約者数やユーザの振る舞い等の差異の影響、伝送容量の具体的な算定方法等があげられる。</p>	

報告書 (案)	当社意見
<p>5. データ接続料の算定</p> <p>(2) データ接続料の接続料原価</p> <p>③ 検討</p> <p>前述のとおり、データ接続に係る電気通信設備においては、必ずしも、常時、伝送容量全てを使用してトラヒックが伝送されているわけではなく、こうした設備余裕に係るコストを誰がどれだけ負担するのが主な課題となっている。</p> <p>二種指定設備制度における接続料は、二種指定ガイドラインにおいて「設備の使用料ととらえる」こととされており、接続事業者が設備を使用する便益の対価としての性質を有している。これを踏まえれば、MVNO が負担すべきコストは、実際に MVNO が利用した設備に係るコストではなく、MVNO が便益を受けている設備に係るコストと捉えることが適当である。よって、設備余裕に係るコストについても、その性質を整理・区分し、それぞれについて MVNO の受益を分析することが適当である。</p> <p>まず、設備余裕の一部は、ネットワークの統計多重効果やモビリティといった、移動体通信ネットワークの特性に起因している。MVNO ユーザもこうした移動体通信ネットワークの特性から得られる便益を享受しており MVNO も応分負担すべき、との意見が MNO と MVNO 双方の立場から示されており、合理的と認められるため、移動体通信ネットワークの特性に起因する設備余裕に係るコストについては、原則、接続料原価への算入を許容することが適当である。ただし、こうした特性に起因する設備余裕に係るコストについては、例えば標準的なサービス品質の観点を踏まえた必要帯域幅に係る考え方の検討など、具体的な算定方法について検討を深めることが適当である。</p> <p>次に、設備余裕の一部は、輻輳対策や物理的・経済的な最低設置単位にも起因し</p>	<ul style="list-style-type: none"> 接続料は、実際に要した設備コストを利用量に応じてご負担いただくことが原則であることから、「移動体通信ネットワークの特性や輻輳対策、物理的・経済的な最低設置単位に起因する設備余裕に係るコストは、接続料原価への算入を許容することが適当」とする考え方については当然であると考えます。 なお、「MNOによる誤った需要予測に基づく非効率的な投資に係る設備余裕を接続料原価から控除して接続料を算定する考え方もあり得る」とありますが、そもそもMNOは、自らのサービス提供にあたり、自らのネットワークを利用する以上、設備構築事業者として出来る限り効率的に投資を行うことは当然であり、「非効率的な投資」を行うはずがありません。 <p>それにもかかわらず、「MNOによる誤った需要予測に基づく非効率的な投資に係る設備余裕を接続料原価から控除」という考え方を導入することは、設備構築に係るコストやリスクを設備構築事業者にのみ負担させることとなり、設備を借りる事業者との間で負担の公平性を欠くとともに、競争を著しく歪めることになることから、そのような考え方は導入すべきではないと考えます。</p>

報告書 (案)	当社意見
<p>ており、こうした設備余裕については、原則、MVNO ユーザにも受益が認められ、接続料原価に算入することを許容することが適当と考えられるが、適切な輻輳対策に必要な設備余裕の範囲、物理的・経済的な最低設置単位の具体的な程度等について検討を深めることが適当である。</p> <p>上述の移動体通信ネットワークの特性、輻輳対策や物理的・経済的な最低設置単位以外に起因する設備余裕は、MNO 自身や MVNO の将来の需要増に対応するための在庫としての性質を有するものと考えられる。こうした設備余裕には、主に MVNO の立場から、MNO による誤った需要予測に基づく非効率的な投資が含まれており、そうした投資分の設備余裕に MVNO の受益を認めることは必ずしも適当ではないとして、MVNO 負担に否定的な意見が示されており、確かに、MNO による誤った需要予測に基づく非効率的な投資に係る設備余裕を接続料原価から控除して接続料を算定する考え方もあり得る。しかしながら、こうした考え方の導入の可否の検討に当たっては、非効率的な投資に係る設備余裕はどの程度存在するのか、非効率的な投資は具体的にどう把握すればよいのかなど、非効率的な投資に係る考え方について検討を深めることが必要であり、現時点での導入は時期尚早と考えられる。</p>	

報告書 (案)	当社意見
<p>5. データ接続料の算定</p> <p>(3) データ接続料算定の基礎となる実績値の測定年度</p> <p>③ 検討</p> <p>成長分野であるモバイル分野の活性化は引き続き重要であり、そのためには、モバイル市場の競争環境を整備して公正競争を確保し、低廉かつ多様なサービスを実現することが重要である。とりわけ、携帯電話市場が寡占的な状態にあることを踏まえれば、MVNO の市場参入促進や競争環境の整備が重要である。</p> <p>こうした認識の下、実績値の測定年度という点に限定して検討すると、現在の前年度の実績値に基づいた算定方法では、接続料が毎年逡減する状況では、当年度の低い原価を視野に置いた事業展開が可能なMNOと比較してMVNOは競争上不利な状態に置かれている可能性がある。よって、基本的には、前年度の実績値に替えて当年度の実績値を用いることにより、MVNOの競争環境を整備することが望ましいと考えられる。</p> <p>他方、当年度の実績値による接続料の算定には、主として当年度の実績値が当年度終了後まで確定しないことに起因して様々な課題が存在すると考えられる。例えば、当年度の実績値に係る予測を行い、その予測値を用いて暫定的に接続料を設定する場合その値の必要精度、予測値の算定に係るコスト、実績値確定後に実績値を基礎とした接続料と予測値を基礎とした接続料の乖離額の調整を行うことの適否、といった課題が考えられるほか、接続料が上昇する状況において当年度の実績値による接続料の算定を行うことの適否等の課題が考えられる。当年度の実績値による接続料の算定には、こうした課題について慎重に検討することが必要であり、本研究会において現時点で直ちにこうした算定方法を用いるべきとの結論を下すことは困難である。しかしながら、総務省においてMVNOの競争環</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 実績原価方式は、実際に要した設備コストを利用量に応じてご負担いただくことが原則であり、一種指定設備の接続料算定にあたっては、前々年度の実績に基づき算定した接続料と、当該年度に要した実績費用との差分については、乖離額調整制度により、翌々年度の接続料に反映させる仕組みになっています。 また、現状、将来原価方式については乖離額調整制度が原則認められておりませんが、将来原価方式は、一定の予測に基づく算定方法であり、実績原価・需要は今後のサービス・技術動向や経済情勢、消費動向のみならず、他事業者の営業戦略等によっても変化するものであるため、構造上、予測との乖離が不可避であることから、実績原価方式と同様、実績原価を把握した段階で実績収入と実績原価との差額を補正する仕組みが必要と考えます。 ▪ こうした点を鑑み、今後、携帯電話に係る接続料において当年度の実績値を反映させる算定方法を導入するのであれば、固定電話に係る接続料についても統一的に取り扱うべきと考えます。

報告書 (案)	当社意見
<p>境整備に向け諸課題の検討を進め、当年度の実績値を用いた算定の導入の可否について検討を行うことが望ましい。また、関係事業者はその検討に積極的に協力することが望ましい。</p>	